○奈良県警察情報処理能力検定規程（平成５年６月３日本部訓令第15号）

［沿革］　平成13年３月本部訓令第３号、15年７月第13号、30年１月第１号、令和２年３月第４号改正

（趣旨）

第１条　この規程は、警察職員（会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く。以下同じ。）の情報処理能力についての検定（以下「能力検定」という。）に関し、情報処理能力検定に関する訓令（平成５年警察庁訓令第１号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（能力検定の目的）

第２条　能力検定は、警察活動における情報処理の重要性に鑑み、警察職員の情報処理に関する能力を検定することにより、情報処理に関する知識及び技能の習得意欲を高め、その能力の向上に資することを目的とする。

（能力検定の級位）

第３条　能力検定は、初級、中級及び上級に区分して行う。

２　能力検定の対象となる知識及び技能は、別表のとおりとする。

（能力検定の実施）

第４条　初級及び中級の能力検定は、奈良県警察本部長(以下「本部長」という。)が行う。

２　上級の能力検定は、警察庁長官が行う。

３　能力検定は、筆記試験又は電子計算機その他の電子機器を利用した試験により行い、初級及び中級の合格基準は60％以上の正解率とする。

（総括検定責任者）

第５条　警察本部に総括検定責任者を置き、警務部長をもって充てる。

２　総括検定責任者は、能力検定の実施に関する必要な事務及び運営を総括する。

（検定責任者）

第６条　警察本部に検定責任者を置き、警務部情報管理課長をもって充てる。

２　検定責任者は、総括検定責任者の指揮を受け、能力検定の実施に関する必要な事務及び運営を行う。

（能力検定実施の期日等）

第７条　検定責任者は、能力検定の実施に当たっては、あらかじめ、その日時、場所、級位、方法その他必要な事項を所属長に通知するものとする。

（受験者名簿）

第８条　前条の通知を受けた所属長は、能力検定の受験者について、情報処理能力検定受験者名簿（別記様式第１号）を作成し、検定責任者を経由して総括検定責任者に報

告するものとする。

（合格者の決定等）

第９条　検定責任者は、初級及び中級の能力検定を行ったときは、その結果を総括検定責任者に報告するものとする。

２　総括検定責任者は、検定責任者の報告に基づき、初級及び中級の能力検定合格者（以下「合格者」という。）を決定するものとする。

３　検定責任者は、合格者が決定されたときは、速やかにその結果を本部長に報告するとともに、当該合格者を情報処理能力検定合格者台帳（別記様式第２号。以下「合格者台帳」という。）に登載するものとする。

４　検定責任者は、当該合格者について、所属長に通知するものとする。

５　合格者台帳は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）により調製することができる。

６　前３項の規定は、上級の能力検定合格者が決定された場合について準用する。この場合において、「本部長」とあるのは「総括検定責任者を経由して本部長」と読み替えるものとする。

（特例）

第10条　本部長は、初級及び中級の能力検定の対象となる知識及び技能を有すると認める者については、能力検定を行わずに、当該級位の検定に合格したものとすることができる。この場合において、検定責任者は、当該合格者を合格者台帳に登載するとともに、当該合格者について、所属長に通知するものとする。

（雑則）

第11条　この規程に定めるもののほか、初級及び中級の能力検定の実施に必要な事項については、別に定める。

附　則

この訓令は、平成５年６月３日から施行する。

附　則　（平成13年３月22日本部訓令第３号）

この訓令〔中略〕は、平成13年４月１日から施行する。

附　則　（平成15年７月８日本部訓令第13号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成15年７月８日から施行する。

（経過措置）

２　上級の能力検定の受験資格に関し、この訓令の施行の日から平成17年３月31日までの間は、第７条第２項中「能力検定の中級取得後、おおむね２年を経過した者」とあるのは「能力検定の中級取得後、おおむね２年を経過した者又は警察情報管理システ

ムに係るシステム設計若しくはプログラム作成に従事した経験をおおむね２年有する者」とする。

附　則　（平成30年１月15日本部訓令第１号）

この訓令は、平成30年４月１日から施行する。

附　則　（令和２年３月10日本部訓令第４号）抄

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

級位	知　識　及　び　技　能
初級	１　奈良県警察情報セキュリティに関する訓令（平成15年12月奈良県警察本部訓令第23号）第３条第５号に定める警察情報システムの基本的な操作に必要な知識及び技能 ２　情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、警察情報システムの基本的な操作に必要なもの
中級	１　情報処理に関する技術を利用して業務改善を実施し、又は上司の指導の下、警察情報システムの設計、開発、整備及び運用を行うために必要な知識及び技能 ２　情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、業務で利用するソフトウェアの応用並びに警察情報システムの操作についての職員に対する指導及び教養に必要なもの
上級	１　自ら警察情報システムの設計、開発、整備、運用、管理及び監査が可能な知識及び技能 ２　情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、警察情報システムの設計、開発、整備、運用、管理及び監査に必要なもの

別記様式第１号（第８条関係）

F.No.	―
保存期間	年 （　.　.　まで保存）

第　　号

年　　月　　日

警　務　部　長　殿

（総括検定責任者）

所　　属　　長

情報処理能力検定受験者名簿（　　級）

番号	課(係)名	官　職	氏　　名	生年月日	職員番号

別記様式第２号（第９条、第10条関係）

情報処理能力検定合格者台帳

職員番号	所　　属	官　　職	氏　　名	生 年 月 日	級位	取得年月日